泉大津市週休２日工事試行要領

（目的）

第１条　本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組みとして、泉大津市が建設工事における週休２日工事を試行するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　本要領における用語は次のとおり定義する。

（１）週休２日工事

①　完全週休２日（土日）

対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、１週間に２日以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、土日に加えて、土日以外にも現場閉所することは可能とする。

②　月単位の週休２日

対象期間において、全ての月で４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

③　通期の週休２日

対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（２）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（３）現場閉所率

対象期間の日数に対して、現場閉所を行った日数の割合をいう。

（４）週休２日交替制工事

①　完全週休２日交替制

対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら１週間に２日以上の休日を確保する取組をいう。

②　月単位の週休２日交替制

対象期間の全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら４週８休以上の休日を確保する取組をいう。

③　通期の週休２日交替制

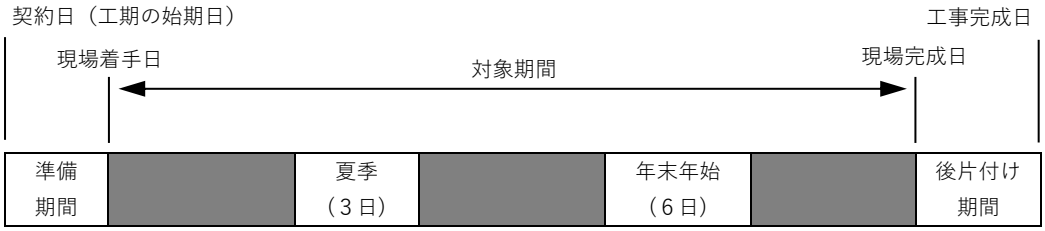
対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら４週８休以上の休日を確保する取組をいう。

（５）休日率

対象期間のうち、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合をいう。

（６）対象期間

契約日（余裕期間制度活用工事については、「工期の始期日」とする。）から工事完成日までの期間をいう。なお、準備期間、後片付け期間、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。



対象期間の扱いについては、以下のとおりとする。

① 準備期間

契約日から現場着手日までの期間とし、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含むものとする。

② 後片付け期間

現場完成日から工事完成日までの期間とする。

③ 夏季休暇

受注者が夏季休暇を取得するため現場を閉所する期間とし、連続した３日間とする。

なお、受注者の計画的な休暇取得のため、受発注者が合意のうえ夏季休暇期間を変更することができる。

④ 年末年始休暇

官公庁閉庁期間である 12 月 29 日から１月３日までの６日間とする。

なお、受注者の計画的な休暇取得のため、受発注者が合意のうえ年末年始休暇期間を変更することができる。

⑤ 発注者が対象外とする作業を実施する期間

施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間とする。

（対象工事）

第３条　対象工事は発注者が指定した工事とし、特記仕様書に週休２日工事等の対象工事である旨を明記する（別紙参照）。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。

①　著しく施工期間が短い工事（対象期間が２８日未満の工事）

②　単価契約工事又は緊急の応急復旧工事

③　災害復旧工事又は復興事業にかかる工事

④　供用開始日が定められ、完成期日が指定される工事（社会的要請や現場条件の制約により現場閉所を行うことが困難となる工事も含む）

⑤　その他、発注者が指定する工事

（発注方式）

第４条　発注方式は以下のとおりとし、週休２日工事（発注者指定方式）として発注することを原則とする。ただし、前条の対象外としている工事について、発注者の判断により週休２日交替制工事（発注者指定方式）又は週休２日工事（受注者希望方式）として発注することができる。

（１）完全週休２日（土日）又は月単位の週休２日工事（発注者指定方式）

受注者が、完全週休２日（土日）又は月単位の週休２日の取り組みについて、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（通期の週休２日は必須）

（２）通期の週休２日工事（発注者指定方式）

発注者が通期の週休２日工事に取り組むことを指定する方式。

（３）完全週休２日交替制又は月単位の週休２日交替制工事（発注者指定方式）

受注者が、完全週休２日交替制又は月単位の週休２日交替制の取り組みについて、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（通期の週休２日交替制は必須）

（４）通期の週休２日交替制工事（発注者指定方式）

発注者が通期の週休２日交替制工事に取り組むことを指定する方式。

（５）週休２日工事（受注者希望方式）

受注者が、月単位の週休２日、通期の週休２日、月単位の週休２日交替制、通期の週休２日交替制のいずれかの取り組みを希望する場合、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式

（実施形式の決定等）

第５条　実施形式の決定等は以下のとおりとする。

（１）完全週休２日（土日）又は月単位の週休２日工事（発注者指定方式）

受注者は、完全週休２日（土日）又は月単位の週休２日のいずれかを選択のうえ、落札候補者の提出書類提出時に合わせて「週休２日工事」取組形式確認書（様式１号）を提出するもの

とし、契約後、受発注者間で協議を行い、実施形式を決定するものとする。なお、実施形式決定後、形式の変更を行うことはできない。

（２）完全週休２日交替制又は月単位の週休２日交替制工事（発注者指定方式）

受注者は、完全週休２日交替制又は月単位の週休２日交替制のいずれかを選択のうえ、落札候補者の提出書類提出時に合わせて「週休２日交替制工事」取組形式確認書（様式２号）を提出するものとし、契約後、受発注者間で協議を行い、実施形式を決定するものとする。

なお、実施形式決定後、形式の変更を行うことはできない。

（３）週休２日工事（受注者希望方式）

受注者は、月単位の週休２日、通期の週休２日、月単位の週休２日交替制、通期の週休２日交替制のいずれかを希望する場合、現場着手日までに、週休２日工事実施希望確認書（様式３号）を提出し、受発注者間で協議を行い、協議が整った場合に限り取り組むことができる。

なお、実施形式決定後、形式の変更を行うことはできない。

また、受注者が、週休２日工事の取組を希望しない場合においても、週休２日工事実施希望確認書を提出するものとする。

（休工計画表の提出）

第６条　「完全週休２日（土日）」、「月単位の週休２日」、「通期の週休２日」のいずれかを実施する工事については、受注者は、「週休２日工事」休工計画（実施）表（様式４号）を作成し、当初の施工計画書と併せて提出するものとする。

（工事看板の設置）

第７条　週休２日工事又は週休２日交替制工事の場合、受注者はその旨を示す「取り組み看板」を工事現場に設置すること（別紙参照）。

（振替休工の扱い）

第８条　週休２日工事において、施工条件、地元条件又は悪天候等、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、受発注者間で事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日（休工日）を指定するものとする。

なお、週休２日工事における振替休工の扱いは以下のとおりとする。

①　完全週休２日（土日）

・同一週内の月曜日から金曜日に限り、土日に代わる現場閉所日（休工日）を指定するものとする。なお、１週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とし、振替休工を指定する週においては、１週間に２日以上の現場閉所を行うものとする。

②　月単位の週休２日

・同一月内の月曜日から金曜日に限り、土日に代わる現場閉所日（休工日）を指定するものとする。なお、振替休工を指定する月については、４週８休の現場閉所を行うものとする。

③　通期の週休２日

・対象期間内の月曜日から金曜日に限り、土日に代わる現場閉所日（休工日）を指定するものとする。なお、振替休工を指定する場合、対象期間において４週８休の現場閉所を行うものとする。

（夜間工事の扱い）

第９条　夜間工事で曜日を跨ぐ場合、夜間工事開始の曜日を作業日（現場稼働日）とするものとする。

（確認方法）

第 10 条　週休２日工事において、受注者は、毎月５日までに「週休２日工事」休工計画（実施）表（様式４号）及び「週休２日工事」休工状況報告書（様式５号）を提出し、監督職員はこれを確認するものとする。

このとき、週休２日の取組が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

２　週休２日交替制工事において、受注者は、毎月５日までに「週休２日交替制工事」休日取得実績表（様式６号)、「週休２日交替制工事」休日率算定・達成判定表（様式７号）及び「週休２日交替制工事」休日取得報告書（様式８号）を提出し、監督職員はこれを確認するものとする。

このとき、週休２日交替制の取組が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

（週休２日工事等の達成判断）

第 11 条　週休２日工事の達成判断は以下のとおりとする。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

①　完全週休２日（土日）

対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

②　月単位の週休２日

対象期間内の全ての月において、現場閉所率が 28.5％（８日／28 日）以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土日の現場閉所では 28.5％に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、４週８休以上を達成しているものとみなす。

③　通期の週休２日

対象期間内の現場閉所率が 28.5％（８日／28 日）以上の水準の状態をいう。

２　週休２日交替制工事の達成判断は以下のとおりとする。

①　完全週休２日交替制

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（２日/７日）以上の水準の状態をいう。

② 月単位の週休２日交替制

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（８日/28 日）以上の水準の状態をいう。

③ 通期の週休２日交替制

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（８日/28 日）以上の水準の状態をいう。

（積算方法）

第 12 条 積算方法については、以下のとおりとする。

（１）完全週休２日（土日）又は月単位の週休２日工事（発注者指定方式）

対象期間中の現場の閉所状況に応じて、第６項のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

① 工事発注時（契約前）

完全週休２日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

② 現場着手前

完全週休２日（土日）の取組を希望しないものは、月単位の週休２日の補正係数に変更することができる。（任意で対応）

③ 達成状況確認後

イ 完全週休２日（土日）を選択した工事

完全週休２日（土日）が未達成のものは、現場閉所の達成状況に応じて、月単位の週休２日の補正係数に変更、もしくは、完全週休２日（土日）の補正係数を除した変更を行うものとする。

ロ 月単位の週休２日を選択した工事

月単位の週休２日が未達成のものは、月単位の週休２日の補正係数を除した変更を行うものとする。なお、上記②による変更を行っていない場合は、完全週休２日（土日）の補正係数を除した変更を行うものとする。

（２）通期の週休２日工事（発注者指定方式）

経費の補正は行わないものとする。

（３）完全週休２日交替制又は月単位の週休２日交替制工事（発注者指定方式）

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率に応じて、第６項のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

① 工事発注時（契約前）

完全週休２日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

② 現場着手前

完全週休２日交替制の取組を希望しないものは、月単位の週休２日交替制の補正係数に変更することができる。（任意で対応）

③ 達成状況確認後

イ 完全週休２日交替制を選択した工事

完全週休２日交替制が未達成のものは、休日率の達成状況に応じて、月単位の週休２日交替制の補正係数に変更、もしくは、完全週休２日交替制の補正係数を除した変更を行うものとする。

ロ 月単位の週休２日交替制を選択した工事

月単位の週休２日交替制が未達成のものは、月単位の週休２日交替制の補正係数を除した変更を行うものとする。なお、上記②による変更を行っていない場合は、完全週休２日交替制の補正係数を除した変更を行うものとする。

（４）通期の週休２日交替制工事（発注者指定方式）

経費の補正は行わないものとする。

（５）週休２日工事（受注者希望方式）

週休２日の取組状況に応じて、第６項のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

① 工事発注時（契約前）

経費の補正は行わずに予定価格を作成するものとする。

② 現場着手前

経費の補正は行わないものとする。

③ 達成状況確認後

イ 月単位の週休２日を選択した工事

月単位の週休２日を達成したものは、月単位の週休２日の補正係数を各経費に乗じて変更するものとする。

ロ 通期の週休２日を選択した工事

経費の補正は行わないものとする。

ハ 月単位の週休２日交替制を選択した工事

月単位の週休２日交替制を達成したものは、月単位の週休２日交替制の補正係数を各経費に乗じて変更するものとする。

ニ 通期の週休２日交替制を選択した工事

経費の補正は行わないものとする。

（６）経費の補正係数

経費の補正係数については以下のとおりとする。

① 建設工事積算基準（大阪府都市整備部）及び下水道用設計標準歩掛表を適用する工事は、「大阪府都市整備部「週休２日工事」実施要領」を適用する。

② 大阪府公共建築工事積算基準（大阪府都市整備部）を適用する工事は、「週休２日促進工事実施要領」及び「週休２日促進工事実施要領補足事項」（大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室）を適用する。

③ 水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）を適用する工事は、同必携を適用する。

（その他）

第 13 条　この要領に定めのないことは、受発注者間の協議により定めるものとする。

附則

本要領は、令和８年４月１日から施行するものとする。

（別紙）

・特記仕様書の記載例

（週休２日工事）

1　本工事は、週休２日工事の対象工事であり、発注方式は○○○工事（○○方式）とする。

2　受注者は、「泉大津市週休２日工事試行要領(令和８年４月１日施行)」に基づき週休２日工事を実施すること。

・取り組み看板の例

○○○をなおしています

○年○月○日まで
時間帯○○時～○○時

この工事現場は週休２日に
取り組んでいます

○○○補修工事

施工者　○○○○
発注者　○○○○